

裁判長
認印



第 32 回 口 頭 弁 論 調 書 (一部認諾)

事件の表示	平成 4年(ワ)第 2075号 平成5年(ワ)第2225号, 同6年(ワ)第2308号
期 日	平成13年1月25日 午後1時10分
場所及び公開の有無	京都地方裁判所 第1民事部 法廷で公開
裁判長裁判官 裁 判 官 裁 判 官 裁判所書記官	水 上 敏 井 戸 謙 一 田 邊 実 野 尻 嘉 信
出頭した当事者等	原告ら代理人 小野誠之 山本晴太 池上哲朗 武田信裕 新谷正敏 中田政義 被告代理人 藤谷俊之 小沢満寿夫 下野恭裕 下村眞美 川口初男 上野勝明 丸尾広人 若林 賢 栗原忠夫 神村茂充 笹子宗一郎
指 定 期 日	平成13年3月1日 午前10時00分 口頭弁論

弁 論 の 要 領

被告
1 別紙「認諾にかかる当事者の表示」に記載の原告らの「認諾にかかる請求の表示」記載の請求について、認諾する。
2 準備書面 (平成12年12月15日付け) 陳述
3 準備書面 (平成13年1月25日付け) 陳述
原告
準備書面 (平成13年1月25日付け) 陳述
認諾にかかる当事者の表示及び請求の表示
別紙のとおり
証拠関係別紙のとおり
裁判所書記官 野 尻 嘉 信



(別紙) 認諾にかかる当事者の表示

大韓民国全羅北道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
原告	全	烈		
大韓民国全羅南道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	金	大		
大韓民国光州広域市	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	白	浹		
大韓民国忠清北道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	趙	培		
大韓民国大田広域市	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	辛	侁		
大韓民国光州広域市	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	張	道		
大韓民国忠清南道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	丁	榮		
大韓民国全羅北道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	金	珍		
大韓民国全羅北道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	朴	喆		
大韓民国全羅北道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	林	澤		
大韓民国全羅北道	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
同	孫	得		
原告ら代理人弁護士	小野	誠	之	
	堀	和	幸	
	松本	康	之	
	山本	晴	太	
	武田	信	裕	
	金	京	富	

被 告
代表者法務大臣
指定代理人

池新	上谷	哲正	朗敏
中国	田	政	義
高田	村邊	正哲	彦夫
藤佐	谷藤	俊	之武
小関	沢口	満	男
奥下	田野	正	木竹
下川	村口	直	裕美
山上	本野	恭	男峰
丸岩	尾井	眞	明人
栗神	原村	初	郎夫
笹若	子林	聖	充郎
		勝	賢
		広	
		一	
		忠	
		茂	
		宗	

(別紙) 認諾にかかる請求の表示

請求の趣旨

被告は、

原告 全 烈 に対し、全 壽巖の遺骨を、
原告 金 大 に対し、金 鶴秀の遺骨を、
原告 白 浹 に対し、白 小堂の遺骨を、
原告 趙 培 に対し、趙 相旭の遺骨を、
原告 辛 佶 に対し、辛 源甲の遺骨を、
原告 張 道 に対し、鄭 福男、張 玉南及び張 玉成の各遺骨を、
原告 丁 榮 に対し、丁 南鎮の遺骨を、
原告 金 珍 に対し、金 判石の遺骨を、
原告 朴 喆 に対し、朴 鍾洙の遺骨を、
原告 林 澤 に対し、林 馬山の遺骨を、
原告 孫 得 に対し、孫 富出の遺骨を、
それぞれ引き渡せ。

(上記各遺骨は、東京都目黒区中目黒5-24-53所在の祐天寺において保管されている。)

請求の原因

原告 全 烈 は、全 壽巖の遺骨を、
原告 金 大 は、金 鶴秀の遺骨を、
原告 白 浹 は、白 小堂の遺骨を、
原告 趙 培 は、趙 相旭の遺骨を、
原告 辛 佶 は、辛 源甲の遺骨を、
原告 張 道 は、鄭 福男、張 玉南及び張 玉成の各遺骨を、
原告 丁 榮 は、丁 南鎮の遺骨を、
原告 金 珍 は、金 判石の遺骨を、
原告 朴 喆 は、朴 鍾洙の遺骨を、
原告 林 澤 は、林 馬山の遺骨を、
原告 孫 得 は、孫 富出の遺骨を
それぞれ所有している。

これは正本である。

平成 13 年 / 月 25 日

同 庁

裁判所書記官 野 尻 嘉

信